

規制影響分析書要旨

規制の名称	派遣先の事業場に対する立入検査等	
主管部局・課室	労働基準局労災補償部労災管理課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成22年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>行政庁は、派遣先又は船員派遣の役務の提供を受ける者(以下「派遣先等」という。)に対して労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場(以下「派遣先の事業場等」という。)に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等を行わない場合又は立入検査に応じない場合は、派遣先に対して罰則を科すこととする。</p>	
	(根拠条文)	<p>今回の改正法で以下の規定を改正する予定。 労災保険法第46条、第48条、第51条</p>
想定される代替案	<p>行政庁は、派遣先等に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場等に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等命令や立入検査に応じない場合について罰則を科さないこととする。</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>派遣労働者について労働災害が発生した場合、報告等を命じられたり、立入検査が行われるため、派遣先の費用は増加する。また、これらに応じない場合、罰則が科せられることとなる。ただし、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。</p>	<p>派遣労働者について労働災害が発生した場合、報告等を命じられたり、立入検査が行われることとなるため、派遣先の費用は増加するものの、罰則が科せられることはない。また、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。</p>
(行政費用)	<p>行政庁において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するが、若干の費用の増加にとどまると考えられる。</p>	<p>行政庁において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するとともに、派遣先の事業場がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担が想定されるため、費用は増加する。</p>
(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(被災労働者への便益)	<p>労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査を実施すること等により、より適正な保険給付の実施につながる。</p>	<p>労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査を実施すること等により、より適正な保険給付の実施につながるが、当該立入検査等について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。</p>
(事業主への便益)	<p>派遣先の事業場への立入検査等により、適切な保険給付が行われることを通じて、労災保険財政が適切に運用される。</p>	<p>派遣先の事業場への立入検査等により、労災保険事業の健全な運営が図られるが、報告等命令・立入検査について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。</p>
分析結果	<p>派遣労働者の労働災害の多くが派遣先の事業場において生じていることを考えると、立入検査等について罰則がない代替案では、被災した派遣労働者に対する保険給付の適正化が十分に図られないおそれがあり、不十分であると考えられる。</p> <p>また、代替案は、報告等に応じない場合でも罰則が科されないため、新設する本規制と比較して、派遣先の費用は減少するものの、行政庁において報告等に応じるよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられる。</p> <p>このため、より適正な保険給付を行うという政策目的を達成する手段として、代替案ではなく、新設する本規制の採用が適切であるとの結論に達した。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>○ 労働政策審議会答申「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」の答申について(平成20年10月29日)において、妥当との結論を得ている。</p> <p>○ 労働政策審議会答申「今後の労働者派遣制度の在り方について」(平成21年12月28日)において以下のとおり報告されている。</p> <p>I. 労働者派遣法の改正法案に盛り込むべき事項</p> <p>政府が次期通常国会に労働者派遣法の改正法案を提出するに当たっては、昨年11月に第170回臨時国会に提出した法案(以下「20年法案」という。)の内容に、下記の各事項に示した内容を追加・変更した内容の法案とすることが適当である。</p> <p>注) 労災保険関係部分については、「下記の各事項」には含まれておらず、今般の法案における記載は、「20年法案」と同内容である。</p> <p>○ 労働政策審議会答申「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」の答申について(平成22年2月24日)において、妥当との結論を得ている。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>改正法案の附則において、この法律の施行後3年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p>	
備考	—	